

令和4年度 第7回江津市農業委員会総会

日時：令和4年10月21日(金) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子  
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二  
9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原 温、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸  
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壱岐和功、

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 それでは、ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第7回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。先日から実施している農地利用状況調査について、皆さんには、ご協力ありがとうございました。本当にお疲れ様でした。そうした

中、先日、肥料価格高騰対策の情報をいただきました。新聞にも出ておりましたが、肥料価格高騰に直面する農家の皆さんを支援するということですので、皆さんも情報等を取り入れて、活用していただきたいと思います。それから、本日、事務局から資料をいただいたのですが、以前から言われている農業委員会における女性の割合を、2025年までに30%以上を目指すということで、色々な推進依頼が入っております。それに伴って来月の7日に県の農業会議の会長等がお出かけになられて女性委員登用のお願いについて、市長と話をされるということが決定しております。皆さんにも色々ご協力いただきたいと思いますので、ご報告いたしました。それでは、ただ今より、令和4年度、第7回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、田代委員がちょっと遅れるという連絡がありました。それから、野村推進委員と井上推進委員が欠席という報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 ご了解を頂きましたので、10番 深野委員、11番 原田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第3条

会 長 2ページの、桜江町長谷の農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、皆様に議案送付後、取り下げられましたので、3ページより開始いたします。

《 二宮町神主 》

会 長 日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。議案審議に先立ちまして、会長からもありましたとおり、2ページの

番号 1 番ですが、桜江町長谷の農地 9 筆の所有権移転申請がありました。申請を提出された後に事務局が現地の確認をいたしましたところ、所有権移転を行った後に、そのまま農地として活用するという内容の申請ではあったものの、林野化しており、農地として活用できるような状況では無いという判断をいたしました。そのため、申請を提出された行政書士に連絡を取りまして、3 条では受理できない旨を話したところ、5 条許可申請あるいは他の方法を検討するとのことで、今回の申請は取り下げとなりました。

それでは、3 ページの番号 2 番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡。二宮町神主●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡。二宮町神主●●●番、地目は田、面積は●●●㎡。二宮町神主●●●番、地目は田、面積は●●●㎡。二宮町神主●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡。二宮町神主●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡。二宮町神主●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。権利移動は特定遺贈に係る 3 条許可申請での無償移転でございます。譲渡人は●●●●遺言執行者、●●●●さん、●●●●県●●●●市●●●●区●●●●丁目●●●●番地●●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地です。申請事由としましては、特定遺贈により譲受人が農業経営拡大ということで農地の所有権の移転をおこなうものです。所有権移転の内容は遺言書のとおりとなっておりますが、公正証書では無く、手書きの遺言書であり、家庭裁判所の検印が押してあるものでございました。内容の整合性を確認する印では無いため、他の相続人の承認が必要との話をさせていただき、了承確認が取れております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 2 ページをご覧ください。左上に●●●●●●がございまして、●●●●●●地区になります。これの南側に●●●●●●が走ってございまして、●●●●●●があります。この川の付近で道路が分岐してございまして、南側には集落があります。その集落隣接の位置になります。●●●●●●さんと●●●●●●さんというのは、●●●●●●さんが本家で、●●●●●●さんが分家という間柄になっております。●●●●●●さんはこちらにお住まいではなく、●●●●●●市に住んでおられましたが亡くなられましたので、こちらに戻って農業をするということは出来ないので、●●●●●●さんに譲るといふことなのです。●●●●●●番は田で耕作をしておりますが、地元の認定農業

者の●●●さんに依頼して耕作しているとのこと。また、●●●番とか●●●番とか●●●番、●●●番については、耕作はされていません。放置されているような感じの土地になっています。●●●番は良好圃場ですが、他の土地は状況的にあまりよくありません。今後は●●●●さんが草刈り程度の管理をするのではないかとと思われます。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、可決されました。

農地法 第5条

《 嘉久志町 》

会 長 　次に日程第3、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番です。農地の所在は嘉久志町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅の建築でございます。詳細は、現在、譲受人が居住している●●●区域の公共事業、河川改修によって●●●地区からの立退きとなる個人住宅の移転先とするためということです。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年3月31日となっております。以上です。

会 長 　それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員 　はい、10月18日の午後に確認をいたしました。場所は位置図の3ページをご覧ください。右上から左下に走っているのが、産業道路です。少し分かりづらいですが、産業道路の右上に●●●がありまして、●●●から下へ向か

う道がありますが、道なりに進むとJRを過ぎて●●●mくらい行きますと、国道9号線に接続する位置となります。産業道路の方面から説明しますと、市役所から●●●mくらい先に●●●●●●があります。交差点を左折し、道なりに●●●m進むと●●●●●●があるのですが、これより先に行くと新川がありまして●●●にあたります。この●●●●●●の手前に車が1台通れるくらいの細い道があり、そこを左折しまして、●●●m弱進みますと、申請地にあたります。以前から耕作されているような感じではありませんが、草刈り等の管理はここ数年ずっとされていると思います。この右横も家が建っていますし、ここも数年は草刈りだけのようなので、周りにも影響を与えませんし、問題は無いと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町江尾 》

会 長 　次に議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは2番です。農地の所在は桜江町江尾●●●番、地目は畑、面積が●●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅の建築でございます。詳細としましては、●●●さんは●●●さんの息子さんにあたります。●●●さんが隣接農地である申請地に住宅を建築するということでございます。対価は●●●で、工期は許可の日から令和5年3月末日となっております。以上です。

会 長 　それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 はい、場所の説明ですが位置図の 4 ページをご覧ください。左上に●●●とありますが、●●●から●●●●●●を南の方に下った所に三差路がありまして、この三差路を左折して、●●●mほど●●●の方へ行った所になります。●●●という●●●があるのですが、その前の方になります。●●●●さんは●●●●さんの長男で、この申請地の南側には次男である●●●●さんの家が建っております。この場所は●●●●さん宅の北側に、長男と次男の家が建つというような感じになります。周囲も、家が建ち、住宅地となっており影響があるということではありませんので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 二宮町神村 》

会 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 3 番です。農地の所在は二宮町神村●●●番、地目は田、面積が●●●m<sup>2</sup>。二宮町神村●●●番、地目は田、面積が●●●m<sup>2</sup>。二宮町神村●●●番、地目は田、面積が●●●m<sup>2</sup>。二宮町神村●●●番、地目は田、面積が●●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●●●、●●●、●●●さん●●●県●●●市●●●丁目●●●番●●●号です。転用目的は太陽光発電事業施設の設置でございます。対価は 10 aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和 5 年 10 月 31 日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 5 ページをご覧ください。ここは、二宮町の神村という地域です。



期間が令和4年11月1日から令和14年12月31日、10年2ヶ月です。中間管理事業で使用貸借でございます。次頁からは位置図が添付してございますのでご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（一括方式）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、利用権貸借でございます。先ほどと同じように1ページ目には、集計表がございますので、ご確認ください。2ページをご覧ください。番号は1番です。農地の所在は跡市町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡。跡市町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡。です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●●、●●●、●●●さん、●●●市嘉●●●町●●●番地です。利用目的としましては、田の転作でございますが、苔の栽培をするという話でした。期間は3年で、賃貸借で10a当りの賃借料は●●●円でございます。次頁は位置図が添付してございますのでご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 5、その他について事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からは特にございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それではその他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 7 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は 11 月 21 日の月曜日、江津市総合市民センターで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 10 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員